

北日本漁業経済学会 ニューズレター

第36回 函館大会のご案内 〔於；函館市中央図書館視聴覚ホール〕

北日本漁業経済学会第36回大会・函館大会を下記の日程で開催します。既報の通り、シンポジウムテーマを昨年度・35周年記念大会に続いて「日本漁業論の視座 - 水産政策の検証と提言 - 」としました。皆様の積極的なご参加を期待しております。なお、一般報告を募集しておりますので、ふるってご応募下さい。

〔大会の日程〕

10月11日(木) 10時00分～17時30分 一般報告, 総会, 懇親会
10月12日(金) 10時00分～17時00分 シンポジウム

【第36回大会・シンポジウム】

共通論題 『日本漁業論の視座 - 水産政策の検証と提言 - 』

講演者:

(1) 水産政策の検証と提言の視点

赤井雄次(水産経営技術研究所)

(2) 漁業経営安定対策をどう評価するか

上田克之(水産北海道協会)

(3) 漁船漁業の今日の局面と構造改革の展望

濱田武士(東京海洋大学)

(4) 新規就業者対策の方向性の検証

大谷誠(中央水産研究所)

(5) 条件不利地域漁業の発展方向と政策課題

工藤貴史(東京海洋大学)

コメンテーター：宮澤晴彦(北大)、乾政秀(水土舎)、佐々木貴文(学振研究員)、他
総合司会：廣吉勝治(北大水産)・宮崎隆志(北大教育)

〔コーディネーター：赤井雄次・濱田武士・廣吉勝治〕

【一般報告の募集】

10月11日(木)に行う一般報告を募集します。

一般報告をされる方は、9月15日(土)必着で演題・要旨を送って下さい。ボリュームは原則としてA4・1枚以内です。フロッピーディスク、またはメールで事務局・宮澤(前記)までお送り下さい。

発表当日に資料等を配布される場合は、各自で80部程度ご用意下さい(宮澤宛事前郵送可)。パワーポイント、OHP等を使用する場合は、要旨送付の際付記してください。発表時間は20~25分程度です。

【理事会、総会の開催、その他】

理事会：理事・監事の皆さんは、10月10日(水)18時より、函館市中央図書館2階、中研修室にて理事会を開催しますのでご出席下さい。なお都合で欠席される場合は事務局・宮澤宛ご連絡下さい。

総会通知：10月11日(木)一般報告午後の部開始前13:00頃から視聴覚室において学会総会を開催します。会場は中央図書館視聴覚室です。

その他：例年通り、大会に参加される方には資料代として当日1人千円を申し受けます。既報のように、今年度は下記の通り同図書館においてパネルディスカッションの開催を予定しています。

【パネルディスカッション】

テーマ：日経調提言

「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」を考える

委員長の名を冠し「高木提言」と呼ばれる上記標題の日本経済調査協議会提言は、この7月31日付け最終答申が出ました。政府の規制緩和行政とグローバリズムに乗っかり、農水省・水産庁政策の構造改革の時期に平仄を合わせた財界の要望提言です。提言の意図、背景、問題などを広く検討し、現段階の水産制度・政策・行政の在り方を考究していくことも重要であると考えます。

開催予定：10月11日(木)15:30~17:30

基調報告：佐野 雅 昭(鹿児島大学)

パネリスト：長谷川健二(三重大学)

馬場 治(東京海洋大学)

系統団体担当者、他

司会：服 部 昭(八戸大学)

*一部予定を含みます。

【シンポジウム・テーマの視点】

コーディネーター 廣吉勝治

昨年に続く「日本漁業論の視座」のパート 1 です。「戦後レジームからの脱却」を標榜し「行財政改革」を断行する政府の下で新たな「水産基本計画」の“目玉”が提起され実施の運びとなろうとしています。ここにおいて、構造政策の視点から見て、今日の水産政策の状況をいかに「戦後」展開のうえに位置づけ評価するか、の検討が重要であると認識しています。重要な歴史状況に置かれた今日の施策を長期、構造的観点から検証すること（論者の提言を含んで）も学会の任務であろうと思われます。このテーマは施策の分析、評価の論議を通して漁業経済研究における認識論の問題とも重なると考えます。

【シンポジウム報告予定者からのメッセージ】

第1報告

水産政策の検証と提言の視点

赤井雄次（水産経営技術研究所）

日本漁業が縮小を続け、多くの課題に直面しているなかで、水産関係者の要望と期待を背負って「水産基本法」が成立、施行された。以後、6年を経過し、同法に基づく「基本政策」が第2期目に入った。この間5年を費やして行なった諸政策の結果が順次評価される段階を迎えている。こうした時期に、現政策の方向性、妥当性を判断する素材として、戦後の各時代に行なわれた漁業・水産業の基本政策を検証することとしたい。

1. 戦後主要政策と時代背景

1945年から現在に至る主要政策を次の6つの時代に分けてみることにした。

(1) 漁業制度の改革（1945～52年）

占領軍による漁業の民主化政策と水産食料の確保対策

(2) 外延的漁業拡大政策（1952～60年）

沿岸漁業とのトラブルが多い企業的漁業を外洋漁場へ転換させる

(3) 沿岸漁業を中心とする構造政策の検討と実施（1960～73年）

- ・都市勤労者と所得格差が大きい沿岸漁業者への所得向上の諸政策
- ・不振となっている中小漁業経営への対策
- ・漁業労働条件の改善

(4) 漁場環境対策、200海里対策（1960～73年）

- ・漁場公害への対策
- ・世界的200海里体制への対応
- ・遠洋・海外漁業の減船対策（漁業再建整備特別措置法）

(5) 円高による水産物輸入の増大、魚価低落対策（1985～1995年）

- ・水産物IQ制度の維持
- ・不振漁業の減船、負債処理対策

(6) 海洋法条約批准と水産基本法の制定

- ・排他的経済水域の確定
- ・TAC制度
- ・水産基本政策
- ・漁業・水産業の全面的縮小

2. 各時代の政策基調

(1) 漁業制度の改革期

占領軍の民主化政策を基本とし、「働く漁民」とその組織である「漁協」に漁業権を与え、同時に漁業権買上げの「漁業権証券」を旧「漁業組合」を通じ「漁協」に還元させた。一方、漁業企業で働く就業者の労働条件改善のため、漁業の免許・許可の適格性・優先順位に労働条件を重視させることとした。漁業制度改革の成果として、漁協による漁業権管理体制が確立し、漁業権証券の資金化によって漁協事業の拡充ができた。特に、販売・市場事業での漁協の主体性が強化されたことがあげられる。また、組合員を対象とする漁協自営漁業が各地で実施されるようになったことなどもあげられる。一方、漁業企業を対象とした許可制度に適格性・優先順位の規定が設けられたが、実質的には、従前の許可方式(実績主義)を引き継ぎ、労働条件についての適用は、ほとんど取り上げられることはなかった。

(2) 外延的漁業拡大期

占領下の漁業制限がなくなったことから、沿岸漁業とのトラブルが多発していた。底曳網漁業等を外洋漁業へ転換させる政策が行われた。

(3) 沿岸漁業構造政策実施期

「沿岸漁業等振興法」が制定される経緯は、農業における所得政策を基本とする「農業基本法」に準ずる視点からの検討によるものであった。しかし、漁業は農業と異なり、企業的漁業は外延的発展の過程にあり、他方、沿岸漁業は過大な就業者を抱え、生産性の低い漁業に依存しているという二重構造になっていた。このため、所得政策の対象として沿岸漁業を中心として構造政策を行うこととした。生産構造対策として、漁船漁業から養殖業への転換が促進され、ノリ、ワカメ、カキ及びブリ等の魚類養殖が広がった。また、生産設備の近代化として、無動力の動力化船、漁船装備の改善があり、販売・流通対策として、漁獲物の活魚販売が開始され、漁船の活魚槽や酸素供給装置が設けられるようになった。さらに、漁協の集荷場、市場等の諸施設が一新された。

(4) 漁場公害対策、200海里対策期

高度経済成長の歪みとして発生した公害では、発展過程の沿岸漁業、特に養殖業での被害が大きくなった。国の対策は、原因者不明の油汚染の場合は、「漁場油濁被害救済基金」による補償、赤潮被害の場合は「漁業災害補償法」による国、地方庁の負担によって「特約制度」による補償を行うこととした。また、ヘドロ公害、有害物質漁場汚染漁場では「沿岸漁場整備開発法」による漁場整備事業の対象とすることとした。しかし、これらの措置は、被害の一部を救済するにとどまり、沿岸漁場の汚染は永続的に繰り返されている。一方、世界的な200海里体制が海外漁業、遠洋漁業に及ぼす影響は大きく、一時的な対策は行なわれたが、海外・遠洋漁業の全面的縮小となった。

(5) 輸入増大と魚価低落期

GATT・ウルグアイラウンドで日本政府が最も強く抵抗した米の輸入制限が崩され、食品として輸入制限するのは数品目の水産物だけとなった。農水省は、残された水産物の制限品目を守る姿勢を示してはいるが、積極的措置は避け、また、低落する魚価対策も国産品の産地表示や品質、衛生管理等に関する指導及び生産者団体による販路拡大策への助成が行われているが、直接的魚価支持策は避ける方向にある。

(6) 水産基本政策実施期

基本政策の基調は、水産物自給率の向上を揚げ、経済水域内の資源の回復措置と漁業就業者の確保に力点を置いている。基本政策は第1期が終了したばかりで評価の段階ではないが、縮小する漁業・水産業の回復の方向は見えていない。

3. 水産政策の基本は何に向けられるのか

第1期の漁業制度改革から第3期の沿岸漁業を中心とする構造政策までの間は、明らかに沿

岸漁業対策が中心であり、生産面、所得面での向上に重点が置かれた。一方、第4期以降は、公害の拡大、世界的200海里体制の進行、水産物輸入増大等による漁業経営の不振と漁業就業者の著しい減少が起り、多面的な対策が必要となっているが、政策の基本視点が水産物の自給率向上という結果論を前提としていることに不安を感じる。漁業・水産業の縮小要因となっている所得と就労の不安定性を生産、経営、労働、地域社会等の面から明らかにして具体的政策を再構築することが必要と思われる。

第2報告

漁業経営安定対策をどう評価するか

セーフティネットと個別経営支援の課題

上田 克之（水産北海道協会）

戦後の水産施策を見渡しても漁業経営対策と言えば、金融・保険対策に限られている。国際減船に伴う補償（ノレン代）など例外的な事例を除き、個別経営に対する交付金の投入は施策手段として回避されてきた。ところが、戦後初めて「直接に国が個別経営を選別・支援する施策」が現在、制度設計に入っており、平成20年度には日の目を見ようとしている。しかも、既存の災害補償制度である「ぎょさい」（漁業共済）と一体化した政策という点できわめて特徴的な制度」とされる。

政策手法的には、農業が旧食管法時代から戦後一貫として続けてきたコメをはじめとする主要農作物の価格支持から直接支持への転換を意図する「品目横断的経営安定対策」（日本型直接所得補償）を後追いするイメージが付きまとい、漁業政策としての独自性は薄い。また、現時点で水産庁が検討している原案は、予算規模が小さく、対象経営も限られることから、業界が望む「漁業経営安定対策」とは大きなギャップがあるとも伝えられる。

この「画期的な出来事」をどう評価すべきか。少なくとも来年度予算編成に向けた農水省の概算要求を見ないと、施策の検証と評価という課題に答えることは難しい。しかし、農業の例をとるまでもなく、価格支持から直接支持への方向性は、WTO交渉で指摘される国内産業に対する補助金の削減（非関税障壁の撤廃）要求に応えると同時に、構造改革路線のめざす小さな政府にとって好都合な財政出動の縮小につながる。

漁業経営安定対策は今次の水産基本計画のある意味で目玉とされているが、果たしてそれは食料の自給率とか、生産構造の改革とか担い手の維持・確保といった「大きな物語」（政策目標）の実現に効果があるのか。すでに水産基本計画の中に掲げられた「小さな物語」（具体的な施策群）は、ある意味で「大きな物語」と矛盾を起しているとの危惧も思い浮かぶ。もちろん、まだ見ぬ新施策への批判や杞憂が主旨ではなく、漁模様や価格、災害など様々な予期できないリスクから漁業経営を守る恒常的な安定システムの構築に向けた「漁業のセーフティネット論」に結びつくような議論に少しでもなればと考えている。

第3報告

漁船漁業の今日の局面と構造改革の展望

濱田 武士（東京海洋大学）

200海里体制以後、漁船漁業の縮小再編は一定のペースで進んできた。今後も縮小再編は続くものと思われるが、今日新たな局面を迎えている。資金の融通ができず、高齢化した所有漁船を代船できない廃業予備軍の割合が高まっていることである。98年から始まった金融改革により、漁業金融の分野においても金融資本の論理が強まってきたことが影響していよう。

こうした状況に対応して、政策面も新たな展開を見せている。2002年度の漁特法の改正を始め、漁船リース事業（2002年度～）、中小漁業経営支援事業（2005年度～）、そして、それらの施策メニューや、ミニ減船、減トン助成、漁船チャーターなどを組み合わせ、本年度から始まった「漁船漁業構造改革総合対策事業」である。

翻ってみると、200海里体制以後の漁船漁業の施策は、構造改革船などの開発事業の他は、減船など後ろ向きの側面の強い施策が大方であった。しかしながら、新施策「漁船漁業構造改革総合対策事業」では、地域の水産関連業者が一体となって漁船漁業経済の再生を目論み実践する地域プロジェクトが含まれているなど、攻めの姿勢を促す内容となっている。提案型のこの施策には、さまざまな可能性が秘められているが、その有効性、効果の評価は今後の推移を見守るしかない。

本報告では、戦後からの漁船漁業政策の歴史的経緯を踏まえ、今日の漁船漁業の局面と「漁船漁業構造改革総合対策事業」の位置づけを行い、国民経済の視点から構造改革の展望を述べたい。

第4報告

新規就業者対策の方向性の検証

-沿岸自営漁業に焦点を当てて-

大谷 誠（中央水産研究所）

新規就業者対策は、90年代から施策展開が図られてきたものであり、歴史的には新しい漁業政策である。また、水産基本計画においては、沿岸漁家子弟の後継の確保という従来からの方針から、確保範囲を広げること意図して、漁業外部からの新規参入の推進という指摘がなされている。

このため、新規就業者対策を検証するための前提として、90年代に至るまで施策展開が図られなかった歴史的経緯（200海里体制などによる漁業縮小局面や、漁業者の減少による一人当たり獲り分の増加というパイの論理の存在、ハコモノづくり行政としてのソフト面軽視の傾向など）と、漁業外部からの新規参入の推進が後押しされる今日的背景（バブル崩壊による失業者増加や漁村の過疎化という労働力及び人口移動の必要性、小泉構造改革のセーフティネット強化や安部政権の再チャレンジ支援による財政的後押し、都市住民の労働や生活の価値観の多様化など）の把握に努める。

これらの把握に基づいて今日の新規就業者対策を整理すると、確保範囲の広範囲化というより、漁業外部からの新規参入という新たな就業構造の構築を目指す施策展開と、沿岸漁家の再生産という従来からの就業構造を回復させるための施策不在という方向性が見えてくるのではないか。

このような方向性の検証として、現行の施策内容の分析（就業センターの設置による新規参入の支援体制、地域漁業における受入体制のあり方、漁家子弟の漁業離れ要因の閉却など）と、漁業実態との整合性の評価（漁業権や漁業許可などの漁場利用調整、漁業技術や経営資源の移譲、新規参入者と地域漁業との意向のマッチングなど）、さらに、水産基本政策における位置づけ（将来展望が乏しいが故の目的と役割の曖昧さ、経営体の選別主義的な施策集中と相反するオールカマー的な確保など）を試みたい。

そして、以上を通じて、新規就業者対策に関して、これまでの施策展開の是非や将来の新規就業者の体制的確保のための提案に向けた議論へ話題提供ができればと思う。

第5報告

条件不利地域漁業の発展方向と政策課題

-多面的機能支援施策の批判的検討-

工藤 貴史（東京海洋大学）

今日、日本漁業は、漁業経営体数の減少と漁業生産量の減少が同時進行している。こうした状況に対して、漁業経営体数の減少は不可避であるが、それにより残存経営体の漁場利用条件が緩和され資源配分が増大するので、漁業生産は維持されるであろうし、いずれは安定した漁業経営が成り立つとする楽観的なシナリオも想定される。

しかし、日本漁業、とりわけ、離島、内湾（干潟）、内水面といった条件不利地域の漁業においては、今のところそのようなシナリオは実現されず、それぞれの条件不利が起因となり、後継者の流出 残存漁業者の高齢化 操業能力・操業意欲の低下 漁業生産力の減退 漁業生産減退というシナリオを辿っている地域が多い。

こうした状況を打開するためには、漁業構造・漁場利用制度を再編成していく必要があり、またそのための政策理念と施策手法の検討も必要である。しかしながら、現在のような漁業経営体数の減少と漁業生産量の減少が同時進行している状況は日本漁業が初めて直面するものであり、それへの処方せんを出せるような研究は立ち後れている。

であるが、近年、これらの条件不利地域漁業に対して、新しい支援施策が実施されている。離島漁業については、離島漁業再生支援交付金制度が、干潟漁業や内水面漁業については環境・生態系保全活動支援調査事業が実施されている。とはいえ、これらの施策は、一連の「水産業・漁村の多面的機能」論議を出自としており、必ずしも条件不利地域漁業の実態を十分に認識したうえで政策形成されたわけではない。

以上を問題意識として、私の報告は、先述した3つの条件不利地域漁業の実態把握と現行施策の批判的検討を通して、当該漁業の発展方向と政策課題について検討することを課題としている。また、さらに、そこでの結論を踏まえて、今後の水産政策についての議論を深めたい。

* * *

ミニ・シンポ：基調報告

日経調「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」(高木提言)を考える

佐野 雅昭(鹿児島大学)

去る7月31日に日経調水産業改革高木委員会の「最終報告」が発表された。しかし2月に発表された稚拙な「緊急提言」からの進歩はほとんど見られない。この間、「緊急提言」に対して多くの正当な批判があった。「最終報告」はそれらに対して誠実な対応、すなわち批判を受け入れ論理的再構成を行うべきであったろう。しかし「最終報告」は全くの期待外れであり、高木委員会にはそうした批判に対して正面から取り組むだけの力量と理論的根拠がないことが露呈したのである。「最終報告」では批判をかわすためか「緊急提言」で露骨にむき出しとなっていた財界の主張が提言の見出しから削られ、代わりに一般受けしそうなキャッチフレーズを並べた情緒に訴えるものとなった。しかし科学的であるべきことを強調する一方で依拠する事実関係に客観性を欠き相変わらず多くの誤認を含むものであること、資本による資源利用と支配の促進という財界の意図は「緊急提言」と全く変わっていないにも関わらずそうした狙いを包み隠した欺瞞に充ち満ちたものとなっていること、などの点で本質的に受け入れがたい内容であることに変わりはない。

高木委員会には水産業に関する基本的理解が欠けている。しかしそれは財界や一部の学界そしてメディアを味方にしており、さらに海洋基本法との親和性を主張することで政権担当者からの共感をも得ようとしている。こうした動きが主流となることのないよう厳しく監視せねばならない。確かに日本の水産業がこのままでよいはずはなく、構造の改革は急務である。しかしそれは株主に対してしか責任を感じられない現代の財界と、そのアクセサリーとなった科学万能主義

が主導すべきではない。今だからこそ社会的公正を実現しつつ、資本と地域社会との協調的関係を構築することが重要なのである。我々はそうした立場から、構造改革における現実的かつ正当性のある対案を構築していかねばならない。

* * * * *

会場案内；函館市中央図書館視聴覚ホール

〒040-0001 函館市五稜郭町26-1 TEL 0138-35-6801

連絡・問い合わせ・・・〒041-8611 函館市港町3-1-1

北海道大学大学院水産科学研究院 宮澤晴彦

TEL 0138-40-8834 FAX 0138-40-8835 携帯電話 090-5805-1243

E-mail miyazawa@fish.hokudai.ac.jp



< 函館市中央図書館の位置 >

中央図書館は左図の上部・中央付近、五稜郭公園脇に位置します。市電・五稜郭公園電停（左図の下部・中央付近）からは徒歩10分程度ですが、函館駅前方面からは「中央図書館前」を通るバスを利用するのが便利ですが、タクシーでも1500円程度です。函館駅前のバスの乗り場、時刻表（概要）等を下に示しておきます。

ホテルは函館駅前付近にはかなり多数のビジネスホテルがあります。会場最寄りのホテルとしては、五稜郭公園電停そばのホテル法華クラブ、ホテルシエナ、ドミーイン函館五稜郭、ホテルテトラ等があります。湯の川温泉にお泊まりの場合は、

市電で五稜郭公園電停に出て、そこから徒歩、タクシー、または函館駅前方面から来るバスに乗継ぐことになります。

時刻表；朝の函館駅前ターミナル発時刻は〔106㈬-7 8:00, 8:20, 8:40, 9:25, 9:50, 10:15、106㈬-7 9:00、6-2 9:02〕時刻表は07年6月1日改正時点のものです。

バス時刻等の問い合わせは「函館バス」0138-22-8111、所要時間；函館駅前からバス停・五稜郭（五稜郭公園電停そば）まで約14分、同バス停・中央図書館前まで約20分、タクシー約10分。

*** 図書館は全面禁煙・・・**函館市中央図書館は館内全面禁煙です。館外にも喫煙コーナーや灰皿等は設置されておりません。愛煙家の皆様には携帯灰皿等をご用意の上、館外で喫煙していただくこととなりますので予めご連絡いたします。

< 懇親会案内 >

懇親会〔10月11日（木）、18時～20時予定〕会場は、五稜郭タワー2階・「四季海鮮

旬花」です。先の地図ではちょうど中央付近，五稜郭公園正面入り口に位置します。大会会場の中央図書館から五稜郭タワーへは，五稜郭公園内（お堀の外側）を歩いて徒歩3～4分程度です。懇親会会場の連絡先は下記の通り。なお，懇親会費は4000円を予定しております。

「四季海鮮 旬花」 函館市五稜郭町43-9（五稜郭タワー2階）
TEL 0138-30-6336 FAX 0138-30-6335

北日本漁業経済学会事務局（事務局長；宮澤晴彦）
〒041-8611 函館市港町3-1-1
北海道大学水産学部 海洋社会科学教室内
TEL 0138-40-8834 FAX 0138-40-8835
E-mail miyazawa@fish.hokudai.ac.jp